

○松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱

平成30年1月31日

松江市告示第12号

目次

第1章 総則(第1条―第4条)

第2章 処理施設等の設置等に係る事前協議等(第5条―第14条)

第3章 県外産業廃棄物の処分に係る事前協議等(第15条―第19条)

第4章 雑則(第20条―第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物に関する法令に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理を推進するために必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 中間処理産業廃棄物 法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。
- (3) 県外産業廃棄物 島根県の区域外の事業場等から排出される産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。)をいう。
- (4) 処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(移動して処理することを目的とするものを除く。)をいう。
- (5) その他の処理施設 法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による許可を受けようとする者及び許可を受けている者が事業の用に供するために設置する施設のうち前号に規定する施設以外の施設(移動して処理することを目的とするものを除く。)をいう。
- (6) 積替え保管施設 法第14条第1項又は第14条の4第1項の規定による許可を受けようとする者及び許可を受けている者が事業の用に供するために設置する施設のうち産業廃棄物の積替え又は保管の場所をいう。
- (7) 処理施設等 処理施設、その他の処理施設及び積替え保管施設をいう。

(8) 設置予定者等 次に掲げるものをいう。

ア 法第15条第1項の規定により処理施設を設置しようとする者及び法第15条の2の6第1項の規定により許可に係る法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとする者

イ その他の処理施設を新たに設置しようとする者及びその他の処理施設の規模又は位置の変更をしようとする者

ウ 積替え保管移設を新たに設置しようとする者及び積替え保管施設の所在地の変更（事業場の追加に係るものに限る。）をしようとする者

(9) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業者をいう。

(10) 処分業者 法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による許可を受けている者をいう。

(11) 事業者等 排出事業者及び処分業者をいう。

(12) 優良認定業者 法第14条第7項又は第14条の4第7項の許可の更新を受けた者であって当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると市長が認定したものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、島根県と連携を図り、事業者等に対し適切な指導、助言等を行うとともに、処分業者の健全な育成を図るものとする。

（事業者等の責務）

第4条 事業者等は、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。)その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項を誠実に遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

第2章 処理施設等の設置等に係る事前協議等

（処理施設等の設置等に係る事前協議）

第5条 設置予定者等は、次の各号に掲げる許可の申請又はその他の処理施設若しくは積替え保管施設の設置若しくは変更の届出をしようとするときは、当該各号に定める時期までに、設置計画等について市長に協議しなければならない。

(1) 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可の申請(当該許可に係る法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更が生活環境の保全上支障がないと市長が認める場合を除く。) 当該許可の申請を行う前

(2) その他の処理施設の設置又はその他の処理施設の構造、規模若しくは位置の変更

に係る法第14条の2第3項若しくは法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項（施行規則第10条の10第1項第4号若しくは施行規則第10条の23第1項第4号に係る変更（規模の変更にあつては当該変更により処理能力が10パーセント以上増大する場合に限り、構造及び位置の変更にあつては当該変更が生活環境の保全上支障がないと市長が認める場合を除く。）に限る。）の規定による届出 当該その他の処理施設の設置又は変更を行う前

(3) 積替え保管施設の設置又は積替え保管施設の所在地の変更（事業場の追加に係るものに限る。）に係る法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出 当該積替え保管施設の設置又は変更を行う前

2 前項の協議(以下「設置等協議」という。)をしようとする設置予定者等は、産業廃棄物処理施設等設置等協議書(様式第1号。以下「設置等協議書」という。)を市長に提出しなければならない。

3 設置等協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
 - (2) 環境保全対策を記載した書類
 - (3) 環境影響調査の結果を記載した書類(第1項第1号に該当する場合に限る。)
 - (4) 処理施設等の設置等に要する事業費及びその資金計画に関する書類
 - (5) 地元説明計画書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (現地調査)

第6条 市長は、設置等協議があつたときは、当該設置等協議に係る処理施設等を設置しようとする地又は設置している地において調査を行うものとする。

(関係市長への通知等)

第7条 市長は、設置等協議を受けたときは、本市に隣接し当該設置等協議に関係するため周知を図る必要があると認める市の長(以下「関係市長」という。)に設置等協議書の内容を通知するものとする。

2 前項の規定による通知にあつては、地域の生活環境の保全上の見地から関係市長に対し意見を求めるものとする。

3 市長は、次条の規定による関係住民に対する設置計画等の説明において、必要に応じて関係市長に対し協力を依頼するものとする。

4 設置予定者等は、関係市長から説明を求められたときは、誠意をもって対応しなければならない。

(関係住民への説明)

第8条 設置予定者等は、関係市長及び関係住民に設置計画等について説明するとともに、話し合いの場を持ち、その理解を得るよう努めなければならない。

- 2 設置予定者等は、関係住民を対象として説明等を行おうとするときは、日時、場所等の調整について市長及び関係市長に協力を求めるよう努めるものとする。
- 3 関係住民は、設置予定者等が説明等を行うときは、積極的に参加し、誠実に対応するよう努めるものとする。

(関係住民の意見)

第9条 関係住民は、前条第1項の規定による説明を受けた日から30日以内に、地域の生活環境の保全上の見地から設置予定者等に対して意見書を提出することができる。

- 2 設置予定者等は、前項に規定する意見書の提出があったときは、誠意をもって対応しなければならない。
- 3 設置予定者等は、関係住民への設置計画等の説明の状況及び関係住民からの意見に対する対応の内容等を関係住民から提出された意見書の写しを添えて、市長及び関係市長へ書面で報告しなければならない。

(計画の変更等の指導)

第10条 市長は、第7条第2項の規定による関係市長の意見及び前条第1項の規定による関係住民の意見を十分に考慮し、必要があると認めるときは、設置予定者等に対し、設置計画等の変更等の指導をするものとする。

- 2 設置予定者等は、前項の規定による指導を受けたときは、必要な措置を講じ、市長、関係市長及び意見書を提出した関係住民へその結果を報告しなければならない。
- 3 設置予定者等が正当な理由がなく第1項の規定による指導を受けた日から1年を経過する日までに必要な措置を完了しないときは、当該設置等協議は取り下げられたものとみなす。

(生活環境の保全に関する協定)

第11条 設置予定者等は、関係市長又は関係住民から生活環境の保全に関する協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

(設置等協議の終了通知)

第12条 市長は、設置等協議に係る手続が終了したと認めたときは、その旨を書面で設置予定者等及び関係市長へ通知するものとする。

(許可の申請等)

第13条 設置予定者等は、前条の規定による通知を受けた後でなければ、処理施設に係る

法第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による許可の申請又はその他の処理施設若しくは積替え保管施設の設置若しくは変更(次項において「許可の申請等」という。)を行ってはならない。

- 2 設置予定者等が正当な理由がなく前条の規定による通知を受けた日から1年を経過する日までに当該通知に係る処理施設等について前項の規定による許可の申請等を行わなかった場合は、当該処理施設等についての設置等協議は行われなかったものとみなす。

(適用除外)

第14条 設置予定者等が、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は島根県環境影響評価条例(平成11年島根県条例第34号)に定める環境影響評価の手続を行う場合には、この章(第11条を除く。)の規定は、適用しない。

第3章 県外産業廃棄物の処分に係る事前協議等

(産業廃棄物の県内処分の原則)

第15条 排出事業者は、松江市の区域内(以下「市内」という。)で発生した産業廃棄物を島根県の区域内で処分するよう努めなければならない。

(県外産業廃棄物の処分に係る事前協議)

第16条 排出事業者(中間処理産業廃棄物を排出した者を含む。以下同じ。)は、自ら又は処分業者に委託して県外産業廃棄物を市内に搬入して処分しようとするときは、原則として排出事業場ごとに当該処分に係る計画(以下「処分計画」という。)についてあらかじめ市長に協議しなければならない。

- 2 前項の協議(以下「処分協議」という。)をしようとする排出事業者は、県外産業廃棄物処分事前協議書(様式第2号。以下「処分協議書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 3 処分協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 県外産業廃棄物性状表(様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類

- 4 排出事業者は、優良認定業者に委託して県外産業廃棄物を市内において中間処分(特別管理産業廃棄物の処分をする場合を除く。)をしようとするときは、第2項の協議書及び前項の添付書類を提出することに代えて、県外産業廃棄物処分事前協議書(優良認定業者)(様式第4号)を市長に提出することができる。

- 5 処分計画の期間は、1年を超えない期間で定めるものとする。

(処分協議の承認通知)

第17条 市長は、処分計画を承認することを決定したときは、その旨を書面で排出事業者

に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により処分計画を承認することを決定したときは、同項の承認したことを証する印をもって通知に代えるものとする。

(県外産業廃棄物の市内における処分)

第18条 排出事業者は、前条第1項の規定による通知（同条第2項の規定により通知に代えて印を用いる場合は、当該印。次項及び次条において同じ。）を受けた後でなければ、自ら又は処分業者に委託して県外産業廃棄物を市内において処分してはならない。

- 2 処分業者は、排出事業者が前条第1項の規定による通知を受けた後でなければ、当該排出事業者に係る県外産業廃棄物の処分を受託してはならない。

(変更の協議)

第19条 第17条第1項(次項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた排出事業者は、当該通知に係る処分計画のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長に協議しなければならない。

- (1) 県外産業廃棄物を排出する事業場等
- (2) 県外産業廃棄物の種類
- (3) 県外産業廃棄物の量(増加する場合に限る。)
- (4) 県外産業廃棄物の排出工程
- (5) 処分業者又は処分方法

- 2 第16条第2項から第5項まで及び前2条の規定は、前項の規定による協議について準用する。

第4章 雑則

(書類の提出部数)

第20条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- (1) 設置等協議に係る書類 1部(関係市がある場合は、当該関係市の数に1を加えた部数)

- (2) 処分協議に係る書類 1部

(指導、勧告等)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるよう指導することができる。

- (1) 第13条第1項又は第18条(第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 虚偽の内容により設置等協議又は処分協議(第19条第1項の規定による協議を含む。)をした者

(3) 前2号に定めるもののほか、この要綱に規定する手続等の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行った者

2 市長は、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告をすることができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、必要な措置をとることができる。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に、島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱(平成5年島根県告示第276号)の規定により島根県知事に対してなされた協議その他の行為又は島根県知事がした処分その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、又は執行する事務に係るものは、施行日以後においては、この要綱の相当規定により市長に対してなされた協議その他の行為又は市長がした処分その他の行為とみなす。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

産業廃棄物処理施設等設置等協議書

年 月 日

(あて先) 松江市長

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物処理施設等を 設 置
変 更 したいので、下記のとおり協議します。

記

設置(構造又は規模 の 変 更) の 目 的	1 産業廃棄物排出事業者として自家処分するため 2 産業廃棄物処理業として営業するため
処理施設等の種類	
処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類	
処 理 施 設 等 の 設 置 場 所	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
積替え保管施設の規模	面積 m^2 保管上限 m^3 積み上げることができる高さ m
処理施設及びその他の 処理施設の処理能力(最終処分場の場 合には埋立地の面積 及び埋立容量)	$m^3 / 日$ t / 日 () 時間 埋立地面積 m^2 埋 立 容 量 m^3
処理方式、構造及び 設 備 の 概 要	
排ガスの処理方法	

排水の処理方法				
放流水の水質				
放流水の水量			m ³ /日	
放流水の放流方法及び放流先の概況				
汚泥又は焼却灰の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区 分	自 家 処 分	委 託 処 分
		処 分 方 法		
	特別管理産業廃棄物	区 分	自 家 処 分	委 託 処 分
		処 分 方 法		

〔添付書類〕

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 環境保全対策を記載した書類
- 3 環境影響調査の結果を記載した書類（第5条第1項第1号に該当する場合に限る。）
- 4 処理施設等の設置等に要する事業費及びその資金計画に関する書類
- 5 地元説明計画書
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 16 条関係)

県外産業廃棄物処分事前協議書

年 月 日

(あて先) 松江市長

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

県で発生した産業廃棄物を松江市内で処分したいので、下記のとおり協議(変更協議)します。

記

処 分 区 分	1 自家処分(中間処理()・最終処分) 2 委託処分(中間処理()・最終処分)	
排出事業場等の 名称及び所在地	名 称	
	所 在 地	
市内へ搬入処分 する産業廃棄物 の 種 類 等	種 類	
	性 状	別紙様式第 3 号のとおり
	予 定 量	(t・m ³ /年)
予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
搬入先の状況	住 所	
	氏 名	
	許可年月日	
	許可番号	
	施 設 の 所 在 地	
	産業廃棄物 の 種 類 別 処 分 方 法	

[添付書類]

- 1 県外産業廃棄物性状表(様式第 3 号)
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第 3 号(第 16 条関係)

県 外 産 業 廃 棄 物 性 状 表

市 内 で 処 分 し よ う と す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
性 状 等	形 状	液状、泥状、固形状()
	分 析 結 果 ※ 1	別紙のとおり
	含 水 率 (汚泥に限る。) ※ 2	%
	最 大 径 ※ 3	cm
製造工程及び産業廃棄物の排出工程の概要		
特定施設の 設 置 状 況	※4	

- 注 1 ※1 については、特別管理産業廃棄物に限り必要
- 2 ※2 及び※3 については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条第 1 項第 3 号で定めのある場合に記入すること。
- 3 ※4 については、工程中に、水質汚濁防止法又は大気汚染防止法の特定施設があれば番号及び施設名を記入すること。
- 4 処分する産業廃棄物の種類が複数ある場合にあっては、その種類ごとに記入すること。

様式第4号 (第16条関係)

県外産業廃棄物処分事前協議書（優良認定業者）

年 月 日

(あて先) 松江市長

住所

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

県で発生した産業廃棄物を松江市内で処分したいので、下記のとおり協議（変更協議）します。

記

処 分 区 分	1 自家処分（中間処理（ ）） 2 委託処分（中間処理（ ））			
排出事業場等の 名称及び所在地	名 称			
排 出 工 程	所 在 地			
市内へ搬入処分 する産業廃棄物 の 種 類 等	産業廃棄物の種類		処分方法	予定量(t・m³/年)
	☐ 燃え殻	()	()	
	☐ 汚泥	()	()	
	☐ 廃油	()	()	
	☐ 廃酸	()	()	
	☐ 廃アルカリ	()	()	
	☐ 廃プラスチック類	()	()	
	☐ 紙くず	()	()	
	☐ 木くず	()	()	
	☐ 繊維くず	()	()	
	☐ 動植物性残さ	()	()	
	☐ ゴムくず	()	()	
	☐ 金属くず	()	()	
	☐ ガラスくず等	()	()	
	☐ 鉱さい	()	()	
	☐ がれき類	()	()	
	☐ 家畜のふん尿	()	()	
	☐ 家畜の死体	()	()	
	☐ はいじん	()	()	
	☐ 13号廃棄物	()	()	
☐	()	()		
予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
	住 所			
	氏 名			
搬入先の状況	許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	
	施 設 の 所 在 地			